

新ルール施行にあたっての方針 とスケジュール

JPNIC

IPアドレスAS番号割当検討部会

江面 祥行

はじめに

- **APNIC**ポリシードラフトの公開
 - ポリシードキュメントが、固まりつつある。
 - 現在は、JPNIC及び各国を交えての最終調整段階。
- **JPNIC** ルールの改訂
 - APNICポリシー、申請フォームとの摺りあわせを行い、ドキュメントの改訂を実施していく。
 - 必要なものは、JPNICからのAPNICへのフィードバックを行い、JPNICにローカルなルールはなくす方向。

JPNICとAPNICの差異 (1)

● Assignment Window

- LIRが、接続組織に自主的に割り当てることができる最大のアドレス空間の大きさ。
- JPNIC における審議対象 (121を超える割当) に類似。
- 実績に応じて Assignment Window を拡大。
- APNIC は、0スタート。最大は、119。
- Window が開けば、自主的に割り当てられる空間が大きくなる。

→ **JPNIC** に導入

新規会員は0スタート。現会員の初期設定値を検討中。

JPNICとAPNICの差異 (2)

- **Second Opinion Request (審議)**

- Assignment Window を超える割り当てを行う場合に申請を行う。
- JPNIC は、割当報告フォームを共用。

→ 審議申請書の新規作成。

APNICセカンドオピニオン申請書(現:APNIC-073)
に合わせる方向で検討中。

JPNICとAPNICの差異 (3)

- 業務委任会員のインフラストラクチャ調査
 - APNIC : CIDRブロック追加申請時にネットワーク構成、使用機器等の詳細情報の提出
 - JPNIC : /21 を超える割当審議時に、詳細情報をヒヤリング
- 提出情報の定型化。
APNIC ISP インターネットアドレス申請書
(現: APNIC-065)に合わせる方向で検討中。

JPNICとAPNICの差異 (4)

- 最初に割り振りられる空間
 - JPNIC : /22 (/19 はリザーブ)
 - APNIC : /19
- 現状ルールの変更は行わない方向。
スロースタートを行うことで、アドレス空間の有効利用を促進させ、結果として、v4アドレスの枯渇を遅らせることが、会員にとっての利益になると考えられる。

JPNICとAPNICの差異 (5)

- ユーザ割当時の **network-plan**
 - APNIC : 現在/1年後/2年後
 - JPNIC : 現在/6ヶ月後/1年後
 - ※ISPのインフラに対する割当時の network-planは、APNIC も 現在/6ヶ月後/1年後

→ フォーム改訂に盛り込むかどうか検討中。

JPNICとAPNICの差異 (6)

- /29 以下の簡易割当
 - APNIC には存在しない、JPNICローカルルール

→ **APNIC** にフィードバックを行う方向。

改訂のポイント

- **JPNIC**ポリシーの策定
- **Assignment Window** の適用
- 審議申請書の新規作成
- 会員インフラストラクチャ提出情報の定型化
- 割当報告フォームの改訂
 - network-planの記述をAPNICに合わせるかどうか検討中。
- **/29** 以下の簡易割当
 - APNIC にフィードバックを行う方向。

改訂スケジュール

- 1999年9月上旬 新フォーム公開
- 1999年9月中旬 ドキュメント完成
- 1999年9月下旬 ドキュメント、審議基準
(ドラフト)説明会
- 1999年10月上旬 ドキュメント公開
- 2000年1月 新ドキュメント・フォーム施行

関連ドキュメント(参考)

- “Policies for Address Space Management in the Asia Pacific Region”
(APNIC最新改訂版ポリシードラフト)
 - <http://www.apnic.net/drafts/ipv4policy-draft2.html>
- JPNIC翻訳版 “Policies for Address Space Management in the Asia Pacific Region”
 - <http://www.nic.ad.jp/jp/internet/doc-j/apnic/ipv4policy-draft2-j.html>
- APNIC-065 “APNIC Internet Service Provider Internet Address Request Form”
(APNICインターネットサービスプロバイダ用インターネットアドレス申請書)
 - <http://ftp.apnic.net/apnic/archive/apnic-065.txt>
- JPNIC翻訳版 “APNIC Internet Service Provider Internet Address Request Form”
 - <http://www.nic.ad.jp/jp/internet/doc-j/apnic/apnic-065-j.html>
- APNIC-073 “APNIC Second Opinion Request Form”
(APNICセカンドオピニオン申請書)
 - <http://ftp.apnic.net/apnic/archive/apnic-073.txt>
- JPNIC翻訳版 “APNIC Second Opinion Request Form”
 - <http://ftp.apnic.net/apnic/archive/apnic-073.txt>